7　その他
⑴　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有；西三河自動車検査登録事務所設計その２業務
⑵　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑶　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行名古屋支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁中部地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑷　契約書作成の要否等　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
⑸　関連情報を入手する為の照会窓口　6⑴に同じ。
⑹　参加表明書提出期限から見積合わせの日までの間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定又は特定の取消の手続きを行うこととする。
なお、見積合せの日は令和８年10月27日を予定している。
⑺　詳細については、説明書による。
別表
①　選定通知の日　令和８年９月11日
②　説明書の交付期間　令和８年６月30日から令和８年９月４日まで
③　参加表明書及び技術提案書の提出期間　令和８年７月１日から令和８年９月７日までの10時から16時まで（行政機関の休日を除く）
8　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Design Work for the Nishimikawa Vehicle Inspection and Registration Office
⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 7 September 2026
⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 7 September 2026
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Nagoya National Government Building NO.2, 2―5―1 Sannomaru Naka-ku Nagoya-shi Aichi Japan 460―8514,
TEL : 052―953―8138
FAX : 052―953―8199

# 資　　格

## 競争参加者の資格に関する公示

信濃川下流小須戸橋橋脚（Ｐ５）工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和８年６月30日
北陸地方整備局長　髙松　　諭
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　工事名　信濃川下流小須戸橋橋脚（Ｐ５）工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
2　工事場所　新潟県新潟市秋葉区横川浜地先
3　工事内容
ＲＣ橋脚工
既製杭工　φ800　Ｌ＝57m（施工時余長７m含む）　Ｎ＝49本（※摩擦杭）
橋脚躯体工　１式
コンクリート工　1,143㎥
鉄筋　148.7ｔ
型枠　１式
仮設工　１式
河川土工　１式
工期　全体工期：契約締結日の翌日から令和11年３月26日まで
4　申請の時期
令和８年６月30日から令和８年７月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和８年８月１日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、北陸地方整備局ホームページ（http://www.hrr.mlit.go.jp）から入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に次に掲げる書類を持参、郵送（簡易書留に限る。）又は電子メール（電子メールの場合は着信確認を行うこと。）により提出すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵①、②、④の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類及び監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できることを記載した書類は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和８年６月30日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２－１及び別記様式３－１－１と同一であるので、これを使用して作成すること。
提出場所　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館
北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話：025―280―8880（内線2523）
電子メール：84zuiji@hrr.mlit.go.jp
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和６年10月１日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。
①　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること。）。
③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。